

令和7年5月28日

各道府県畜産特別支援資金等支援協議会（事務局）御中

畜産特別支援資金等中央支援協議会
（事務局：中央畜産会資金経営対策部）

畜産特別支援資金等に係る現地調査の実施について
（融資機関等の効果的な指導体制の確保）

1. 畜産特別支援資金（畜産経営維持緊急支援資金を含む。以下「畜産特別資金等」という。）融通事業は、負債の償還が困難な畜産農家に対し、長期・低利な借換資金を融通するとともに、経営改善指導を併せて行う制度であり、この経営改善指導が適正に行われることにより、資金借入者の経営改善が図られることとなります。
この経営改善指導が効果的に行われるためには、融資機関を始めとする指導機関における指導体制・連携体制の確保・継続が重要となりますが、近年、経験者の定年退職や人員不足等による指導力の低下が懸念されているところです。
2. このため、平成31年4月18日開催の畜産特別支援資金中央支援協議会において「畜産特別資金に係る現地調査の一部見直しについて」を決定し、同協議会名により平成31年4月24日付けをもって各道府県畜産特別支援資金等支援協議会あてに「畜産特別支援資金等に係る現地調査の実施について」（以下「現地調査の実施について」という。）を発出したところです。
3. 令和元年度以降5ヶ年に亘り、この「現地調査の実施について」に基づき、現地調査を進め、令和5年度を以て全国を一巡し、一区切りついたところですが、「畜産特別資金等借入者指導チェックリスト【融資機関】」（以下「チェックリスト」）を活用した調査手法が指導体制の確保の観点から有効であると考えられることから、令和6年度も引き続き、現地調査の一環として実施したところです。
4. つきましては、令和7年度においても、引き続き現地調査の一環として実施したいと考えておりますので、管内の融資機関（令和7年度期首に畜産特別資

金等の残高を有している融資機関)に配布し、基本的には令和6年度の指導状況等について自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

具体的には、

(1) 道府県支援協議会は、

- ① 畜産特別資金等の融資残高を有する融資機関に対し、チェックリストを配布し、自己点検を行った上で返送してもらうよう依頼する
- ② 回収したチェックリストを確認し、修正等が必要と考えられる項目については、該当する融資機関と協議の上、必要に応じて修正等を行う
- ③ チェックリストによる確認結果で課題があると考えられる融資機関に対しては、当該課題解決のための指導・支援を行う
- ④ その後、チェックリスト及び当該指導等結果を10月末までに中央支援協議会に報告する

(2) 中央支援協議会(事務局)は、報告のあったチェックリスト及び当該指導等結果を取りまとめ、中央支援協議会に報告するとともに、チェックリスト集計結果を道府県支援協議会に情報提供する。また、必要に応じて、現地調査を実施する

こととします。

(※ 別添のチェックリストは当会のホームページに掲載いたします。)

5. 令和7年度の現地調査については、

- ① 借入農家への経営改善指導と借入農家による取組の現状・課題等の把握(※)を中心に、

※ この現状把握の際、チェックリストの中の「借入者の償還財源確保の状況」表を用いますが、基本的には令和5年度末時点のものを用いることとします。

- ② 前回の現地調査における道府県支援協議会への助言等に対する回答(対応方針)の取組状況を併せて確認する

こととします。

また、実施に当たっては、調査対象県(5道府県程度)の選定を行うとともに、令和7年7月から10月の間で別途日程調整させていただきます。